届出に係る意見・質疑事項

(1) 大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について

イ 【変更】ブルームワールド岩沼 (事務局案:報告事項)

意見・質疑内容	質疑内容に対する回答
【質疑】報告事項で構わないと思われるが、	建替に伴い、基準以上の増床や荷さばき施
建替を行う際には新たな審議は行うのか。	設の新設など届出が必要な変更が生じた場合
	には、審議の要否を再度お諮りいたします。
【意見】店舗閉鎖による一時的な駐車場の	
封鎖であり、減少後の駐車台数も調査結果か	
ら満足しているため、報告事項で問題ないと	
思われる。	
【質疑】ニトリまでの出入距離が長いが、	場内の速度規制は現状実施しておりません
場内の速度規制は問題ないか。	が、現状安全上の問題は発生していません。
	今後問題が発生した場合には、必要な対策を
	講じます。
【質疑】B棟北側の「和食まるまつ」との境	今回変更を実施する箇所ではございません
界は通行できるように見えるが、問題はない	が、通り抜けが可能な状態となっています。
か。	こちらの店舗については大規模小売店舗立地
	法施行以前から存在する店舗で、法施行後に
	附則第5条第1項による届出を行いました
	が、その際に当該箇所を含めるべきところ、
	これを含めておりませんでした。通り抜けが
	可能であることによる交通上の問題はござい
	ませんが、実態と乖離しているため、今後、
	是正のための変更届出を実施します。

ロ 【変更】セラビ白石 (事務局案:報告事項)

意見・質疑内容	質疑内容に対する回答
【意見】営業時間も短くなっていることか	
ら、報告事項で構わないと思われる。	
【質疑】騒音について、改めて計算してい	周辺への騒音の影響自体に大きな変更はご
るが、過去の新設の届出の際に問題はなく、	ざいませんが、出入口4の届出等により、車
今回も新たに影響が生じるものではないとい	路や騒音予測地点が変更となったことから、
う判断でよいか。	再予測を実施しているものです。
【意見】出入口4については、既に設置さ	
れている状況であるが、関係機関との協議済	
であり、現状問題がないのであれば報告事項	
であり、現状問題がないのであれば報告事項で問題ないと思われる。	
	荷さばき施設3の搬入は営業時間外に実施
で問題ないと思われる。	荷さばき施設3の搬入は営業時間外に実施 するので駐車場利用上の問題はございません
で問題ないと思われる。 【質疑】騒音予測地点A8について、予測	
で問題ないと思われる。 【質疑】騒音予測地点A8について、予測上の騒音源が通路上であり、駐車車両の出し	するので駐車場利用上の問題はございません
で問題ないと思われる。 【質疑】騒音予測地点A8について、予測上の騒音源が通路上であり、駐車車両の出し入れがあった場合には、理論上基準を超える	するので駐車場利用上の問題はございません が、騒音対策として、住居に隣接する駐車マ
で問題ないと思われる。 【質疑】騒音予測地点A8について、予測上の騒音源が通路上であり、駐車車両の出し入れがあった場合には、理論上基準を超える恐れがある。一方、荷捌き車両の軌跡がちょ	するので駐車場利用上の問題はございません が、騒音対策として、住居に隣接する駐車マ
で問題ないと思われる。 【質疑】騒音予測地点A8について、予測上の騒音源が通路上であり、駐車車両の出し入れがあった場合には、理論上基準を超える恐れがある。一方、荷捌き車両の軌跡がちょうどその部分の駐車場のマス目4台に重なっ	するので駐車場利用上の問題はございません が、騒音対策として、住居に隣接する駐車マ

ハ 【変更】スーパーセンタートライアル塩釜店 (事務局案:審議事項)

意見,質疑内容

はどうか。

【意見】24時間営業に変更となることか	
ら、騒音などの問題が懸念されること、また、	
出入口の数の変更が生じることから、説明が	
必要と考えられるため、審議事項として取り	
扱うべきと考える。	
【意見】24時間営業という大きな変更が	
あるため、審議が必要と思われる。	
【質疑】夜間の騒音レベル最大値の超過に	夜間の閉鎖はしませんが、開店後に苦情等
ついては、騒音対策が必要と考えられる。住	が発生した場合には、出入口閉鎖等の騒音対
宅地側の入り口を夜間閉鎖してはどうか。	策を検討します。

質疑内容に対する回答

(2) 大規模小売店舗立地法に基づく届出について

イ 【変更】サンデー塩釜店・ドラッグストアモリ塩竈市新浜町店

1 【及文】 バマケー塩並出 「フラブハーケー	
意見・質疑内容	質疑内容に対する回答
【質疑】店舗西側に隣接している老人ホー	新設されるB棟(ドラッグストアモリ)付
ム付近の騒音予測点D地点において、搬入車	近の予測点D地点における基準超過の原因と
両の徐行運転による騒音対策がなされない場	なる音源が既存で営業しているA棟(サンデ
合、夜間騒音レベル最大値が基準を超過する	ー) 側の荷さばき施設 No.2 から発生している
が、防音フェンス等を設置する予定はあるか。	ものであり、現状周辺の方から苦情等もない
	ため、今のところは遮音壁の設置も含め、追
	加の騒音対策の予定はありません。
【質疑】B棟前面にある従業員駐車場はど	およそ半分程度利用する予定です。
の程度利用されるのか。	
【質疑】店舗は交通量の多い国道45号線	B棟側にあたる入口 No.5 及び出口 No.4 に
に面しているが、出入口に関して、現状誘導	ついて、今回の変更で入口専用、出口専用と
のための案内看板は出ているか。	いう形とするため、その旨及び右折入出庫を
	抑制する看板の設置を予定しています。
【質疑】B棟が24時間営業で、A棟は午	敷地内のA棟とB棟の間にバリカー(夜間
後9時までの営業だが、夜間の進入禁止対策	施錠)を2箇所設置し、営業時間にあわせて、
についてはどのようになっているか。	管理して棲み分けしていく形で計画していま
	す。
【質疑】騒音予測点D地点については、新	はい。B棟は24時間営業ですが、B棟側
設されるB棟付近であるが、夜間騒音レベル	の荷さばき施設 No.3 は夜間帯の荷さばきを
最大値の基準超過の原因となる音源は、A棟	実施しません。A棟用の荷さばき No. 2 は夜間
付近の荷さばき施設から発生しているという	利用するため、予測の対象となります。距離
ことか。	的にはD地点から120m程度離れていますが、
	計算上基準値を超過してしまう数値となって
	います。
【質疑】騒音予測点D地点の夜間騒音予測	はい。B棟側の車両走行音や夜間稼働する
にあたっては、B棟側の車両走行音や室外機	設備を含めて騒音予測を行い、それらについ
などの影響も考慮しているか。	ては、夜間騒音レベル最大値の基準を満たし
	ています。
【質疑】交通協議について、警察や道路管	はい。頂いた御指摘や御意見については対
理者から意見が複数ついているが、これらに	応し、届出に反映しております。
ついては基本的に全て対応済みか。	

【質疑】通学路が一部かかるとのことだが、 どのあたりか。

通学路自体は西側の市道側で一部指定区間 がございますが、現状計画地周辺の利用者は 0人となっております。

【質疑】A棟西側に調整池があるが、どのような状況となっているのか。また、今後利用するのか。

下がコンクリートで作られており、2m以上のフェンスで囲まれています。中の清掃を 実施した後、今後も利用していく予定です。

【質疑】新たに申請があるB棟側の荷さばき施設No.3については、通常の走行で騒音基準を満たしておらず、単なる10km/h 走行制限以外にも他に対策を講じない限り夜間の使用は控えて頂くのが適当と考えられる。

新たに申請するB棟側の荷さばき施設No.3 の荷さばき可能時間帯は午前6時~午後10 時であり、夜間の時間帯の利用予定はありません。夜間に係る荷さばき作業の騒音は、現 在実施されている荷さばき施設No.2のものとなります。

また、お年寄りの方は昼間にも寝ることも 多いと思われるため、荷さばき施設 No3 については、バックブザーを使わず、夜間の搬入 は極力避けるとともに、駐車場の空き状況に 応じて一般駐車場側を使うなど老人ホームに 騒音がかからない様な配慮をお願いしたい。

荷さばき施設 No. 3 において、後進警報ブザーを切るなど、業者及び作業員には騒音防止の意識を徹底させるとともに、今後、苦情等が発生した際には発生源対策を含め、誠意をもって対応します。

口 【変更】(仮称) 新太子堂北複合商業施設

口 【发史】(似怀) 机太丁星北极合陷耒旭故	
意見・質疑内容	回答
【質疑】計画地東側が図書館、北側が学校	近隣に小学校と中学校があるため、出入口
だが、周辺道路で通学路にかかるところはあ	1 (店舗北側) 及び出入口 2 (店舗東側) が面
るか。	する道路は通学路となります。
【質疑】出入口1の前を通過し、A棟の方	はい。店舗の業態がスーパーマーケットに
で荷さばきを行う車両については、午前8時	なるので、かなりの台数が朝から夕方まで入
台も発生するのか。	ってくる形になります。
【質疑】荷さばき車両や来客車両により、	直接小学校や中学校に連絡はしていません
周辺道路の交通量がある程度発生することに	が、このような店舗になるという説明はでき
ついて、近隣の学校などに伝えているか。	ると思います。業務用出入口は多くの台数が
	行き交う形となりますので、事業者に対して、
	通学時間帯はなるべく避けるよう依頼するこ
	とやその時間帯は必ず出入口に従業員が立っ
	て誘導する等の対策はできると思います。
【質疑】B棟の廃棄物保管施設が店舗裏に	はい。実際に出てくるごみの量は袋で数個
設置されているが、搬出する場合は店舗前面	ほどなので、手で持って荷さばき施設まで運
の荷さばき施設②まで運ぶということか。	びます。
【質疑】A棟の西側の歩行者専用道路は公	公道であり、車両は通行できない道路です。
道か。また、この道路と店舗計画地の間にフ	また、フェンスはありませんが、道路と道路
ェンス等はあるのか。	に隣接する建物との距離がかなり近く、簡単
	には行き来できないようになっています。
【質疑】出入口2及び3については、右折	交通管理者から、出入口2及び3における
入出庫はさせない形か。また、出入口2及び	右折は危険であるため、ポストコーンを設置
3付近のポストコーンは今回の出店に合わせ	して、物理的に右折をさせないようにいう指
て設置するものか。	導があったため、今回設置するものです。
【質疑】出入口1は右折入出庫可能という	はい。ここの右折入出庫を禁止すると、全
形になるのか。	ての出入口が左折入出庫となり、特に北側方
	面にお帰りになるお客様の動線が確保できな
	いため、右折入出庫可能としております。
【質疑】駐車場利用時間帯が午前7時30	利用時間外は出入口をチェーン等で閉鎖し
分から午後10時までとなっているが、それ	ます。
以外の時間帯は駐車場を閉鎖するのか。	